

(目的)

第1条 この条例は、総合的な行政施策の推進が地域における定住促進において重要な役割を果たすことに鑑み、必要な措置をとることによって、占冠村（以下「村」という。）における定住を促進し、地域経済の振興と雇用機会の確保拡大を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 長期にわたる居住を前提として、村の住民基本台帳に登録され、かつ、生活の本拠があることをいう。
- (2) 村民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定による本村の住民基本台帳に登録され、かつ、生活の本拠がその住民基本台帳に登録された住所にあるものをいう。
- (3) 新規開業 本条例の奨励措置対象となる産業を行うため、新たに開業することをいう。
- (4) 商品券 占冠村商工会が発行する商品券をいう。
- (5) 産業 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号。以下「産業分類」という。）の一般原則に定義する産業をいう。
- (6) 事業所 産業分類の一般原則第2項に定義する事業所をいう。
- (7) 小規模事業者 産業を行うもので、常用従業員が2名以下のものをいう。
- (8) 常用従業員 厚生年金保険並びに健康保険に加入する従業員をいう。
- (9) 建て替え 既存の住宅等を全て壊し、通常、同じ場所に新たに立て直すことをいう。

(奨励措置)

第3条 村長は、次の表の事業名の欄に掲げる事業について、同表の奨励措置対象者の欄に掲げる奨励措置対象者が申請し、同表の資格要件の欄に掲げる資格要件を満たしていると認めた場合は、予算の範囲内において、同表の奨励措置の欄に掲げる奨励措置を講じるものとする。

事業名	奨励措置対象者	資格要件	奨励措置
マイホーム奨励事業	村内に自家を新築・建て替え・又は購入するもの（リフォームを除く）	①村民であること ②取得住宅を所有権登記していること ③新築後、同住宅に5年居住し、今後も継続して暮らす意思のあるもの	①マイホーム取得奨励商品券 新築・建て替え・又は購入住宅の母屋建物部分の固定資産税相当額のおおむね3年間分を商品券で交付（1,000円以下切捨て。固定資産税の新築軽減措置がなされている場合は、軽減後の額） ②マイホーム継続居住商品券 新築後丸5年を経過し、今後も5年以上継続して暮らす意思のあるものに、商品券20万円分を交付 ③マイホーム新築奨励金 マイホームを新築・建て替えしたものに現金50万円を交付
小規模事業者支援事業	産業を行うため、新たに開業する小規模事業者（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を除く）	①村内に事業所を置いていること ②従業員が1名以上いること（事業主本人を含む） ③3年以上にわたり通年営業を継続する予定のもの ④常用従業員を雇用していること（奨励措置	①開業支援商品券 商品券20万円分を交付 ②事業継続奨励金 ①の申請を行ったもののうち、その事業が3年以上継続し、今後も継続されると認められる場合、更に現金30万円と商品券20万円を交付 ③雇用奨励金 村内居住者を新たに常用従業員として雇用し、継続して1年以上雇用した場合

		③の場合に適用)	は1名につき年額24万円を、村外居住者を新たに常用従業員として雇用し、継続して1年以上雇用した場合は、1名につき年額6万円を交付(3年間)
--	--	----------	---

2 本条例の奨励措置は、国又は道の制度等により類似の奨励措置を受けている場合でも行うことができる。ただし、次の各号に該当する場合、重複して本条例の奨励措置を受けることはできない。

- (1) 占冠村活力あるむらづくり対策条例(平成3年占冠村条例第2号)に基づく助成など、村の制度等により同様の奨励措置を受けている場合
- (2) 村から運営補助金を受けている場合
- (3) 村の出資を受けている場合  
(奨励措置の申請等)

第4条 奨励措置を受けようとするものは、別に規則で定めるところにより、村長に申請しなければならない。

(奨励措置の決定及び通知)

第5条 村長は、前条の申請がなされたときは、速やかにその内容を審査し、奨励措置の可否を決定し申請者に通知しなければならない。

(奨励措置の取消し及び返還)

第6条 村長は、奨励措置を受けていたものが、第3条に規定する資格要件を欠くに至ったとき又は次の各号の一に該当すると認めるときは、奨励措置決定の取消し及び奨励措置による助成金等の全部又は一部の返還を求めるものとし、その返還の額及び方法等については別に定める。ただし、村長が特に相当の事由があると認めるときは、この限りではない。

- (1) 村税を6月滞納したとき。
- (2) 不正な手段により、奨励措置の適用を受けていると認められたとき。

(適用除外)

第7条 暴力的行為を行う集団の構成員及び公序良俗に反する行為を行うものは、いかなる場合もこの条例の適用を受けることができない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(条例の失効)

2 この条例は、平成32年3月31日限りで(以下「失効日」という。)その効力を失う。ただし、失効日までに、この条例に該当する事由等が発生した場合は、失効日後であっても、なおその効力を有するものとする。

附 則(平成26年3月28日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年3月13日条例第6号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。